

第14回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議（持ち回り開催）

財務省

令和7（2025）年4月30日

検討事項

1. 既採択研究における申出内容の変更について

1. 既採択研究における申出内容の変更について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第1期共同研究の神事教授チームと清水教授チーム、第2期共同研究の深尾教授チームより、申出内容の変更について申出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要になるため、ご意見を賜るものである。変更の概要は下記のとおり。

①利用者の追加

個票データ等利用者として、

(神事教授チーム、清水教授チーム) 吉元宇楽氏 (横浜国立大学大学院 講師)

(深尾教授チーム) 堀江哲史氏 (日本大学 専任講師)

の追加をそれぞれ希望

※ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更 (略)

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について

第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、財務省が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) 略

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。